奈良県税条例 等 \mathcal{O} 部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第三十六号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

第 奈良県税条例 (昭和二十五年 九 月 奈良県条例第三十四号) \mathcal{O} 部 を次 \mathcal{O}

改正する。

第二十六 条の 几 第 一項 ただ 書中 仮 認定特定非営利 活 動 法 人 を 例 認 定 特定

非営利活動法人」に改める。

第三十二条第一項第二号及び第三十二条 \mathcal{O} 匹 第 項第二号中 及 び 保 険 業 を

保険業及び貿易保険業」に改める。

第三十二条の 五第二項中 「又は保険業」 を 乛 保険業又は貿易保険業」 改 8 る。

第三十三条第一 項及び 第二項中 「及び保険業」 を 乛 保険業及び貿易保 険業」 に改

める。

二号ウ 二号ウ アに 第五十七条第一 成十七年三月三十一日」 受けた日か 月三十一日」 表第五十七 項第二号ア」を 表第五十七条第一項第一号アの 新規登録を受けた日 に改 附則第九 一項第一 <u>(2)</u> (1)の項中 改め、 (2) を 条第 条第 に改 ら起算し 「上欄に 第 号イ」に改め、 同 を め 項第二号イ」 表第五十七条第 「第一項第二号ア」に改め、 「平成十六年三月三十 __ 「第五十七条第一 項第二号ウ 項第三号ア 項 掲げ 单 から起算して十二年を経過 同表第五 て十四年を経過 平成二十 る を「平成十八年三月三十 十七 (2) O を (2) \mathcal{O} 同表第五十七条第一項第二号アの 下に 項中 一項第一号イの項中「第五十七条第 「第一項第二号イ」 条第 項中 に改 項第二号ウ した日 年度分」 「同条の 「第五十七条第一項第一号ア」を「第一項第 8 一月」 「第五十七条第一 項第三号ア 同表第五 の属する年度」 に、 Ĺ を <u>(1)</u> 同表第五十七条第 を加え、 した日の属す 「当該各号に を 一旦に、 $\overline{\xi}$ に改め + (2) 第一 \mathcal{O} 七 Ó 条第 同項第 項 項第二号ウ(2) に改め を 中 項第二号ウ うる年度」 定め t 同表第五十七条第一項第 --第五 項中 項第三号 一号中 一項第二号 る年 \mathcal{O} \mathcal{O} 十七条第 一項第 同 「第五十 新車新 (1) に を 度 項第二号 平 改 以 を イ ŧ に改 め 成 後 \mathcal{O} 1 第一 -の項中 -七条第 十五 項 規 \mathcal{O} \mathcal{O} 項第三 中 X 登 年 同 項第 一号 項 新 度分 重 \mathcal{O}

第二号」 に改め、 降の 号の (2) (2) イの 一号イ」 二年度基 十七条第 五十七条第 十七条第 九年度分」 長第五 項第一 項第五 平成二十六 日 (効率」 項 項中 条第 項第三号ア め 項 同 か 一項第二号ウ 「平成三十二年 年度に 新車 |項の 中 限 单 項第二号ウ(2) ら平成二十九年三月三十一日まで」に、 に 同 号ア」 b, を 準 に 改 表 同 同 「第五 「第五 一項第二号ア」 「第五十 第五 項第六 8 項第三号 表第五十七 「第 エネル とい \mathcal{O} に 新規登録を受けた場合にあ 表第五十 \mathcal{O} 表第五十 一項第三号イ」 項及び 改め、 年四 当該自動車が平成二十七年四月一 め、 条第二項第 お 項 十七 . う。 干 十七 <u>(1)</u> に改 中 い 同 項第 ギー て適用 号 表 (1) Ø 七 七条第一 月 同条第二項中 「第五 - 度以)次項」 第五 条第 め -七条第 条第 条第 を \mathcal{O} 一日から平成二十七年三月三十一日まで」 七条第二項第二号 上欄 に改め、 条第 項中 に百分 \dot{O} 消 項 「第 号 イ 」 費効率 降 É 中 + 項 を _ __ 同表第五十七 に、 項 中 項第三号ア 号 七条第 Ł れ 項第四号」 項第二号イ」 _ に掲げる」 「第 「第五 「第五十七条第一 第四 項 第 に、 条第 項第二号ウ(2) るべ \mathcal{O} \mathcal{O} 項第三号ア 第 「第五十 に 百二十」を「に百分の百十」 項 同表第五十 「適用され (基準 「以下この号」 改め 号 一号ア きも 項第二号ア」 中 + \neg 項 \mathcal{O} 七 項第五号」 項第三号イ」 「第五十 (次項にお 条第一 条第 第 -七条第 (2) の 下 項 \mathcal{O} 工 \mathcal{O} つては平成二十八年度分」 を 「第 ネル <u>(1)</u> とし 項 五 中 同表第五十 \mathcal{O} 第 号 る 一項第 に 中 を 七 \mathcal{O} 項 第 条第 ギ に改 項中 項第二号ウ 中 て定 七条第二項第 項第六号」 \mathcal{O} 「同条 第一 「第五十七条第二項第二号」 を に改め、 項第 項 五 を 日 を 項第三号 1 「にあつては平成二十七年度分 -消費効率 から に改 + 項第二号イ」 第 て「平成二十七年度基準 中 8 一号イ から平成二十八年三月三十一 「第五十七条 「次項」に、 「適用する」 「第 -七条第 -七条第 0 四号」 項第三号ア 五 項第三号ア 第五 同 れ --- 表第五 (1) を -七条第 たも \mathcal{O} を加え、 を 項 同表第五十七条第 (第五号) で 号 に 同 項 --- 「第 を 中 に改 改 項 項第二号ア あ 七 \mathcal{O} 表第五十七条第 に改め、 を「平成二十八 に改め、 条第 第 十七条第 (1) Ø 第一 を め <u>(2)</u> 9 「第 「第 「第五十七条第一 を「に 应 いう。 8 同項第 を 項第一号 て 項第六号」 平成二十 号 に改 項中 平 項第二号ウ 同 「第二項 項第 項 項第二号 成三十二年 改 表 第三号 は、 第五 同 \mathcal{O} 同条第三項 め カ 四号中「この 8 「第五十 五号」 表第五 **产** 以上 -エネ -七年度 一項第 項中 つ平成 を 項第三号ア 平 第 に 同 「第二項 同 表第五 (2) ゥ 成 日 \mathcal{O} 年 改 表 七 項 第 条 で 動 几

二項第 五十 ウ (1) に改め、 準工 第一 八年 三号イの <u>(1)</u> 二号ア」 一項第一 平成二十九 分の自動 第六号」 同表第五 十七条第 十七条第 十七条第 五十七条第 「第二項第 日まで に、 一ネル 应月 め、 を 項第五号」 \mathcal{O} 条第二項第二号」 条第 項中 に改 「第 「第一項第三号ア 号イ」 号 項中 **降**の を 0 車 ギ 一項 同 一項第三号ア(2) 「第二項 「平成二十六年四月 表第五 改 一項第 ・税に め、 表第五十七条第 年度分」 間に新車新規登録を受けた場合にあ 日 項第二号イ」 第 「第五 項 条第 め、 項第二号ウ カン を 第四号の 各年度にお 消費効率に百分の百十」 「第五十七条第一項第三号イ」 限り、 に改 ら平成二十九年三月三十一日まで」に、 第六号」 に改 一項第二号ア」 同表第五十七 「第二項 一項第五 十七 第二号」 に 同 一号ア -七条第 表第五 8 に改め、 改 め、 項中 を め、 条第 当該自動車が平成二十七年四月 <u>(1)</u> \mathcal{O} 第 (2) を 11 に 同表第五十七条第 同表第五 「第二項第二号」 を 号 改 一項第 項中 Ó て適用されるべきも 同表第五十 「第五十七条第一 第 条第 号」 改 の項中 に改め 項中 め 項第六号 日日 項第二号ウ 第一 に 条第二項第 8 上欄に掲げる」 「第五十七条第 改め 一十七条第一 項第二号イ」 一号 に改 から平成二十 「第五 同表第五 項第三号ア 「第五十 項第三号ア の項 を 8 七 同表第五十七条第 イ 条第二項第二 同 + <u>(1)</u> \mathcal{O} 「基準 -七条第 項中 に改 中 + 表第五十 同表第五十 一項第二号ア を 項第四号」 号 七条第一項第五号」 を 七条第二項 項第六号 「第五十 (2) に改 一項第 の 下 \mathcal{O} エネ 8 \mathcal{O} 第 (1) 七年三月三十 つては平成二十八年度分」 第一 「第五十 項 とし Ó _ -七条第 に改 中 項中 8 に 項第二号ウ ル 同条第四 一項第三号イ」に 号 て定め ギ 項第二号 一号ア」 七条第二項 \bigcirc 七条第一 「第五十 「同条の」 -七条第 を 第 \mathcal{O} 8 同 \mathcal{O} 日 項 「第五 に 項 項中 消 中 項第三号ア(2) 表第五十七 から平成二十八年三月三十 「第 費効率 あ 項 뭉 中 項第二号 5 _ 同表第五十七条第 「第五十 を 日ま 单 \mathcal{O} 項第六号」 十七条第一 七条第二項第 <u>(2)</u> ウ れ つては平成二十七 第二号 項 たも を 項 第五十七 項第一号イ」 (1)第五十七条第一 を加え、 「第一項 を で 平 第四号」 で 中 「第 改め、 条第 に改 あ 成 七条第一 \mathcal{O} 「第 を 第五 一項 \mathcal{O} <u>二</u> 0 に百分の 0 \mathcal{O} を「に て平 を 項中 項中 第一号ア」 項 条第二項第 項第三号ア 8 同項 「平成 第五 七 中 に 項 同 項第二号 第 表第五 項第六 改 \mathcal{O} 成 年 第 同 七 表第 項第 第五 第五 項第 年度 項 度基 第

-度分」 第 九 条第 に 8 項 第 同 |号 を同 号を 項 削 第 り、 号と 同 項 第 同 中 項 K 平 次 \mathcal{O} 成 $\overline{+}$ 一号を 八 加 年 え 度 分

- 度分及び平成三十年度分 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間 平成二十九年
- 三 分及び平成三十一年度分 平成三十年四 月一日から平成三十一年三月三十一 日 まで \mathcal{O} 期 間 平成三十 年度

(奈良県税条例の一部改正)

二条 奈良県税条例の一部を次のように改正する。

目 次中 「第三十八条の 八 を 「第五十条」に、 「第六節 第六節の二 自動車取得税 軽油引取税 (第三十九 (第五十

条—第五十条)

- 第五十四条の二十) を 「第六節 軽油引取税 (第五十一条— 第五十四条の二

十)」に改める。

第三条第一項中第六号を削り、 第七号を第六号とし、 第八号か ら第十 一号までを一

号ずつ繰り上げる。

号ずつ繰り上げる。 第八条第二項中第五号を削 り、 第六号を第五号とし、 第七号 か ら第十 一号までを一

る。 第三十条の九第 を「百分の 項の _ に改め、 表第一 号中 同表第二号中 「百分 \mathcal{O} 匹 「百分の三・ を 云 分 \mathcal{O} を 八 「百分の に、 百 に改め 分の三

第二章第六節の節名を削る。

第三十九条から第五十条までを次のように改める。

第三十九条から第五十条まで削除

第二章第六節の二を同章第六節とする。

第五十五条を次のように改める。

(自動車税の納税義務者等)

第五十五条 自動車税は、 自動車に対し、 当該自動車の取得者に環境性能割によつて、

当該自動車の所有者に種別割によつて課する。

2 者、 目的 二条第五 前項に規定する自動車の取得者には、 販売 に供するために自動車を取得した者として施行令第四十 項に規定する運行をい (のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行 . う。 次条第三項及び第四項にお 製造により自動車を取得 四条の二に規定する者 VI (道路運送車 7 した自動車製造業 同じ。 一両法第 以外の

を含まないものとする。

第五十五条の次に次の一条を加える。

(自動車税のみなす課税)

第五十五条の二 とみなし の取得者 る場合に は、 て、 (以下この 自動車 自動 自動 車税を課する。 税 節におい 車 \mathcal{O} \mathcal{O} | 賦課徴 売買契約 7 「自動車 に お 0 V 1 \mathcal{O} て て売主が当該自動 は、 取得者」 買主を前 とい う。 条第 車 $\dot{\mathcal{O}}$ 及び自 所有権を留保 項に規定す 動車 る自動 \mathcal{O} 所有者 7 車

- 2 ときは、 動車税を課する 前項の 新たに買主となる者を自動車 規定の適用を受ける売買契約に係 \mathcal{O} 取得者及び自動車 いる自動・ 車 12 9 11 て、 の所有者とみなし 買主 $\overline{\mathcal{O}}$ 変更が て、 あ 0 É た
- 3 車に 得した自動車又はその 取得した者 (以下この 項 自 こついて、 \hat{O} 動車製造業者、 等を自る 規 定の 節 (以下この にお 動 適用を受ける売買契約 当該販売業者等が、 車 \mathcal{O} 11 取得者とみな 7 自 項にお .動車販売業者又は施行令第四十 販売のためその他運行以外の目的に供するため取得 「新規登録 V て 道路運送車両法第七条第一 L 「販売業者等」 とい て、 の締結が · う。 環境性能割を課する。 行 を受け われ という。 た場合を除く。 た場合 四条の二に が、 項に規定する新規 (当該新規登録前 その製造に 規定する自 に は 当該 た自 ょ 動 登録 車 ŋ 販 取 を
- 4 た場合に 性能割を課する \mathcal{O} 施 行地 は、 外で 当該自動車を運行 自 動車を取得 の用に供する者を自動車 した者が、 当該自動車を持ち込んで の取得者とみな 運行 \mathcal{O} 角に て、 環境

項中「第七号」を「第六号」 第五十六条第一項中 「第七号」 に改め、 を 「第六号」 同条の次に次の十二条を加える。 に改 め、 同 項第七号を削 り、 同 条第二

(種別割の納税管理人)

第五十六条の二 を有する者 れを定め 事項を処理させるため、 下この項にお 又は 0 る必要が 変更し $\bar{\mathcal{O}}$ うち 11 7 知 て「住所等」という。 種別割の納税義務者は、 当該 事に 生じた日か ようとする場合も 事項の 申 請 県内に住所等を有する者のうちから納税管理 処理に ら十日以内にこれ 7 そ \mathcal{O} 承認を受け つき便宜を有す 同様とする。 県内 を有 しない に を知 なけ 住所、 場合に 事に申告 る れ ば 居所、 t なら \mathcal{O} は、 を納 な 事 税管 V 納税に 務所又は 又は県外に住 納 理 税 関 人とし 人を定め はする一 事業所 管 理 7 を変 定め 所等 てこ 切の 以

2 収 理 \mathcal{O} 前 人 確 項 へを定め 保 \hat{O} 対規定に に支障 ることを要し が か か な わ い 、ことに らず、 な 当該 11 9 11 納税義務者 7 知 事 に 申 請 は、 当該 てそ \mathcal{O} 納 認 税 定を受け 義務者に たとき 係 る 種 別 割 \mathcal{O} 徴

(種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料

第五十六条の三 する。 な事由 の承認を受け がなくて申告をしな てい 前条第二項の ない t \mathcal{O} が か :同項の 認定を受け つた場合には、 規定によ て V その者に対 り な り申告す い 種別 割 ベ き納 \mathcal{O} 納 税管理 税義務者で 十万円以下 K 同 の過料を科 9 条第 V て 正 項

- 2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。
- 3 その発付 第一項 0 \mathcal{O} 過料を徴収する場合にお 日 カ ら十日以内とする。 11 て発する納入通 知 書に指定す べ き 納 期 限 は

(環境性能割の課税標準)

第五十六条 お して施行 11 7 「通常 規則第九 の 匹 \mathcal{O} 取 環境性能割 得価 条の三に 額 とい 規定するところによ \mathcal{O} 課税標準 う。 \smile とする。 は、 自 動 車 1) 算定 \mathcal{O} 取得 た金 \mathcal{O} ため 額 に (第 五 通常 要する 六 条 \mathcal{O} 価 六に 額

(環境性能割の税率)

第五十六条の五 除く。 用する場合を含む。 に対 して課する環境性能割 次に掲げる自動 次項及び第三項にお 車 (法第百 \mathcal{O} 税率は、 1 て同じ。 兀 + 百分 九 条第一 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 とする。 項 同 0 条第二 適 用を受け 項 E るも お 11 \mathcal{O} 7 潍

を外部 資する 三年 に 廃エネル 併せて電気その 11 お 次に 法 11 掲げ 7 カ Ł 律第九十七号) 充電機能 同じ。 ギ 5 \mathcal{O} 充電する機能を備えて るガ で施行規則で定めるも を 回収する機能を備えて 他の施行 付電力併 ソ リン に該当するも 第二条第十四項に規定する自動車 自 用自 規則で定めるも 動 車 動車 (ガ \mathcal{O} を除く。 1 \mathcal{O} ソリンを内燃機関 (電力併用自 るも を いう。 11 のを動 $\tilde{\mathcal{O}}$ ることに 次項に で施行規則 力 動車 \mathcal{O} うち、 ょ お 源 り大気 11 کے \mathcal{O} (内燃 て同じ。 燃料 L で定めるも 動力源 排 て 、汚染防 機関 出 用 とし ガ 1 を有す ス るも て用 کے \mathcal{O} し \mathcal{O} 止 排 \mathcal{O} を て 法 VI る自 出 11 用 で る自 (昭 う。 11 \mathcal{O} 抑 る 和 動 動 0 車 次号 電気 制に 四十 車 を

T 乗用 車 0 うち 次 \mathcal{O} 11 ず n にも該当す るも \mathcal{O} で 施行 規 劐 で 定 8 る ŧ \mathcal{O}

(1)れ るべ 道 路 きも 送 車 \mathcal{O} 声 法第四 て定め + 6 --- 条 れ た排 \mathcal{O} 規定に 出 ガ ス ょ 保安基準 り 平成 + · で 施 七 年 十月 行 規 則 で 日 定 8 降 る 適 用 \mathcal{O}

- 下こ の号及び 次項にお 11 7 「平成十七年ガ ソリン軽中量車基準」 とい
-)に適合すること。
- (2) 窒素 \mathcal{O} 値 \mathcal{O} 几 化 分 \mathcal{O} \mathcal{O} 排出 一 を 超え 量が 平成 な 11 + 七 年 ガ ソ IJ 軽中 量 軍 基 準 12 定め る 窒素 酸 化
- (3)年度に 案し 6 あ て 工 ネル ること。 頃に れるエ 「基準 第八十条第 エネ て施行 ギ お お ル į١ ネ ギ 1 工 7 て ネ 規則で定める ル 消費効率」 適用されるべきも ル ギ \mathcal{O} __ 「平成三十二年度基準 ギ 号イに規定する 使用 ―消費機器等製造事業者等の 消 \mathcal{O} とい 費効率」 合理化等に関する法 エネルギー · う。 という。 工 のとして定められたも ネ が エネル 消費効率 同法第七 ル ギ ギ 消 で 律 費効率 あ 判断 (昭 (以下この号及び第四項に 八条第 消 9 和 費効率」 て平成三十二年度以降 \mathcal{O} 基準となる 五. 以 + \mathcal{O} 項 下 匹 (以下 という。 \mathcal{O} 年 規 \mathcal{O} 法 ベ 定に 条 この号及 律 き 12 第 事 お 几 以上 +項 n び お を 定 \mathcal{O} 九 7 で 第 8
- ち、 に お 道路運送車 次 11 \mathcal{O} 7 「車両 ずれ 両法第四十条第三号に規定する車 _総重量」 に も該当するも とい . う。 \mathcal{O} で施行 が二. 規 五ト 則で定め · 両総 以 るも 下 重量 \mathcal{O} バ \mathcal{O} 以 ス 下こ 又は \mathcal{O} ラ 項 及 ツ び ク \mathcal{O} 項
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素 \mathcal{O} 値 酸 \mathcal{O} 兀 分 物 \mathcal{O} \mathcal{O} 排出量が __ を超え 平成十 な 11 七年 ガ ソ IJ ン軽中量 車基 準 に 定 \otimes る窒素 酸
- (3) 十五 12 降 な \mathcal{O} 工 立を乗じ 各年 ネ 11 7 ル |度に ギ 「平成二十七 て得た お 消費効率が 11 数値以上であること。 て適用さ 年度基準 基準 n るべきも エ ネ エネルギ ル ギ \tilde{O} 消 と 費効率 消 L 費効率」 て定めら で あ という。 れ 9 た て 平 t 成 \mathcal{O} 十七 (以下こ に百分の 年 度以 0
- ウ 次 車 \mathcal{O} 両 ず 重量が二・ n にも該当するもの 五. ンを超え三・五ト で施行規則 で定めるも ン 以 下 \mathcal{O} $\tilde{\mathcal{O}}$ バ ス 又は ラッ ク 0
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素 \mathcal{O} 値 酸 \mathcal{O} 几 化 物 分 0 \mathcal{O} 排出量が を超えな 平成十七年ガ 11 ۔ کے° ソ IJ 軽中量車基準 に定め る窒素酸 化
- (3) 五. 一を乗じ 工 ネル て得 ギ 消 た数値以 費効率 が 上である 平成二十 ること。 七年 -度基準 工 ネ ル ギ 消 費効 率 百 分 \mathcal{O}

- 工 両 総 重量が二・ 五 1 ンを超え三・ 五 ト ン 以下 \bigcirc バ ス 又は トラッ ク \mathcal{O} うち、
- 次 \mathcal{O} ず れ に も該 当す るも \mathcal{O} で施行 規 則 で定 8 る t \mathcal{O}
- (2) (1) 窒素 平成 酸 十七 化 年 物 ガ \mathcal{O} ソ 排出量が IJ ン軽中 平成十七年 -量車基準 ガ 適合 ン軽中量車基準 すること。 に定める窒素酸化

ソリ

- (3) エネ \mathcal{O} の二分の ギ 消費効率が平成二十七年 一を超えな いこと。 -度基準 工 ネ ル ギ 消 費 劾 率 に 百 分 \mathcal{O} 百
- 次に掲げ る軽油 自 動車 (軽油を内燃機関 \mathcal{O} とし 7 用 11 る自 車 を 11 11 充

-を乗じ

て得た数値以上であること。

値

- 電機能付電 車 両 総重量が二・ 力 併 用 自動車を除く。 五. ンを超え三・ 次項にお 五ト 1 ン以下 て 同じ。 のバ ス 又 は \vdash ラ ツ ク \mathcal{O}
- 次 0 11 ず n に も該当するもので施行規則で定めるも \mathcal{O}
- (1)さ (以下こ 道路 れるべきも 軍送車 の号及び \mathcal{O} 両法第四十一条の規定により平成二十 として定められ 次項にお 1 7 た排出ガス保安基準 「平成二十 _ 年軽油 軽 で施行 中 年 皇 車基 規 月 鴚 莲 で定めるもの 以 とい 降 う。 適用
- に適合す うること。
- (2) 8 窒素 る窒素酸 酸化 伦 物及び 及び粒子状物質 粒子状物質 \mathcal{O} \mathcal{O} 排 値 出 \mathcal{O} 量 十分 が平 成二十 \mathcal{O} 九 を超え --- 年 な 軽 い 油 こと。 軽 中量 車 基 準 定
- (3)五を乗じ 工 ネ ギ て得た数値以上であること。 消費効率が平 成二十七年度基準 エネル ギ 消 費効率 に 百 分 \mathcal{O} 百
- イ 次 \mathcal{O} 車 両 ず 総重量が二・ n にも該当するも 五. ンを超え三・五ト \mathcal{O} で施行規則で定めるも ン 以 下 \mathcal{O} バ ス 又は ラ ツ ク \mathcal{O}
- (1) 平成二十 年 軽油 軽 中 量車基準に適合すること。
- (2) を乗じて得た数値以上であること。 工 ネル ギ 消費効率が 平成二十七年度基準 -エネル ギ 消 費 効率 に 百 分 \mathcal{O} 百
- ゥ 該当するもの 車 声 総 重量が三・ で施行規 五. ト 飼で定めるもの ン を超えるバス又は トラック \mathcal{O} うち、 次 \mathcal{O} 11 ず n

に

ŧ)

(1)が三・ 道路 で 定め 軍送車 降 五. る 適用 声 \mathcal{O} ン され 法第四十 を超え七 (以下こ るべ きも \mathcal{O} • 一条の規定に 五. 号及 \mathcal{O} び と ン 以下 次 て定め 項 12 ょ \mathcal{O} お Ł り平成二十 6 11 \mathcal{O} n に 7 た排 あ 平 9 成二十 八年十 出 て は、 ガ ス 保安基 平 月 年軽 成 __ 三十 日 準 油 ·で施 车 車 両 行 総 基

という。 に適合すること。

- (2) 五 立を乗じ エネル て得 ギ 消 た数値以上であること。 費効率が 平成二十七年度基準エネ ル ギ 消費効率に百分の 百
- 工 該当するもので施行規則で定めるも 車 -両総 重量が三・ 五. $\overline{\mathsf{L}}$ ン を超えるバ ス又はトラ ツ ク \mathcal{O} うち、 次 \mathcal{O} い ず れ に
- (1)適合すること。 以下この号及び 量が十二トン以下の れるべきものとして定めら 道路運送車両法第四十 次 い項にお Ł \mathcal{O} にあ 11 一条の規定により平成二十 て「平成二十一年軽油重量車基準」 れた排出ガ つては、 平成二十二年十月 ス保安基準 で施行規則で __ 年 日 月一 という。 定め 以 日 降 車 るもの に適用 両 総 に 3 重
- (2) る 窒素酸化物及び粒子状物質 窒素酸化物及び粒子状物質 \mathcal{O} の値の十分の九を超えな 排出量が平成 <u>一</u> 十 一年軽油重量 V . こと。 車基 準 定 め
- (3) 五を乗じ エネル て得た数値以上であること。 ギ 消費効率が平成二十七年度基準 -エネル ギ ·消費効· 率 に 百 分 \mathcal{O} 百
- 才 該当するもの 車両総重量が三・ で施行規則 五卜 で定めるも ンを超えるバ ス 又は トラ ツ ク \mathcal{O} うち、 次 \mathcal{O} 11 n ŧ
- (1) 平成二十一 年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネル ギ 消費効率が平成二十七年 度基準エネル ギ 消 費効 率 に 百 分 \mathcal{O} 百

十を乗じて得た数値以上であること。

- 2 率は、 十九条第一項の 次に掲げる自 百分の二とする。 規定 動 車 の適用を受けるものを除く。 (前項 (第四 項において準用する場合を含む。 に対して課する環境性能割 及 び 法 第 百 几
- 次に掲げ るガソリン自 動 审
- T \mathcal{O} 乗用車又は ずれ にも該当するもので施行規則 車 両総重量が二・ 五. シ以下 で定めるも \dot{O} バス若 \mathcal{O} は ラ ック のうち、 次
- (1)

平成十七

年ガソ

リン軽中量車基準に適合すること。

- (2) 物 \mathcal{O} 窒素 値 酸 \mathcal{O} 化 兀 物 分 \mathcal{O} \mathcal{O} 排出量が平成十七年ガ を超えな 1 . こと。 ソ 、リン軽中量車基準に定める窒素酸 伦
- (3) -を乗じ 工 ネル ギ て得た数値以 消 費効率が 上であること。 平成二十 七年度基準 工 ネ ル ギ 消 費効率 百 分 \mathcal{O}

- 両 総重量が二・ 五. ンを超え三・五ト ン以下 \bigcirc バ ス又は トラック のうち、
- 次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (2) (1) 平成 窒素 酸 十七七 年ガ \mathcal{O} シ 排出量が リン軽中量車基準 平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化 適合 すること。
- (3) エネ ギー 消費効率が平成二十七年度基準 エネ ル ギ 消 費効 率 上である

 \mathcal{O}

値

 \mathcal{O}

四分

 \mathcal{O}

を超えな

いこと。

- ウ 車 ·両総 重量が二・ 五. ンを超え三・ 五. 以 下 \mathcal{O} バ ス 又は トラ ツ のうち、
- (1) 平成十七年ガ ソリン軽中量車基準に適合すること。

いずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

次

 \mathcal{O}

(2) 窒素酸化物 0 排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準 下に定め る窒素酸 化

物の値の二分の一を超えないこと。

- (3) 五を乗じて得た数値以上であること。 エネル ギー 消費効率が平成二十七年度基準 工 ネ ル ギ 消 費効率 に 百 分 \mathcal{O}
- 一次に掲げる軽油自動車
- 車 両総重量が二・ 五. \vdash ン を超え三・ 五. ト ン以下 \mathcal{O} バ ス 又は ラ ツ ク \mathcal{O}

次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 8 る窒素酸化物及び粒子状物質の 窒素酸化物及び粒子状物質 \mathcal{O} 排出量が平成二十一年 値 の十分の-九を超えないこと。 軽油軽中量車基準
- (3) エネ ギ 消費効率が平成二十七年度基準エネルギ ―消費効率以上である
- 次 0 車 いずれに 両総重量 <u>が</u>二・ も該当するも 五. ンを超え三・ ので施行規則で定めるもの 五ト シ以下 \mathcal{O} バ ス 又は トラッ ク 0)
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネル ギ 消費効率が平成二十七年度基準 -エネル ギ 消 費効率に百分の

五を乗じて得た数値以上であること。

- ゥ 声 重量が三・ 五ト を超えるバ ス又は トラ ツ ク \mathcal{O} うち、 次 \mathcal{O} 1
- 該当するもので施行規則で定めるもの

(1)

平成二十八

年軽油

重量車基準に適合すること。

- (2) エネ ル ギ 消 :費効率が平成二十七年度基準エネル ギ 消 費効率以上であ
- 工 該当するも 両 総 重量 \mathcal{O} で施行 が $\stackrel{\sim}{=}$ 規 五 則で定め \vdash ン を超 え る バ ス 又 は 1 ラ ツ ク \mathcal{O} う ち 次 \mathcal{O} 11 ず n
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) る窒素酸化物及び粒子状物質の 窒素酸化物及び 粒子状物質 \mathcal{O} 値 排出量が平 \mathcal{O} 十分の 成二十 九を超えないこと。 年軽油重量車 基準 -に定め
- (3) エネ ギ 消費効率が平成二十七年度基準 ーエネルギ 消費効率 以上で
- 才 該当するもので施行規則で定めるも ・両総重量が三・ 五. ン を超えるバ \mathcal{O} ス 又 人はトラ ツ ク \mathcal{O} うち、 次 \mathcal{O} 11
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 五. を乗じて得た数値以 エネル ギ 消費効率が平成二十七年度基準エネ 上であること。 ル ギ 消 費効 率 百 分 \mathcal{O} 百
- 3 率は、 条第一 前二項 項 百分の三とする。 の規定の これ 5 適用を受け \mathcal{O} 規定を次項にお る自 動車 11 、て準用を 以外 \mathcal{O} 自 する場合を含む。 動 車 に 対 L て課す 及び る環境性能 法第百 割 兀 \mathcal{O}
- 4 る自 算定する方法として施行規則で定め 平成二十二年度以降 基準エネ に限る。 中 第 動車 消費効率を算定してい 項 たっつ 掲 (第 げ ギ \mathcal{O} る字句 規定は、 一号ア 1 て 消費効率を算定する方法として施行規則 準用する。 は、 \mathcal{O} 及びイに係る部分に限 平成三十二年度基準 各年度にお それぞれ ない この場合におい 自動車であ 同 11 表 る方法により て適用され \mathcal{O} 下 -エネル る。 つて、 て、 に掲げる字句 る 基準 ギー 次 エネル 及び べきものと の表 -エネル 第二項 消費効率及び の上 ギ で定める方法に 12 読 欄 ギ 消費効率を算定し (第 て定め み替えるも に掲げる規定中 消 費効率 号 平成二十七 5 ア れたも であ 係 のとする り 工 る 同 て \mathcal{O} 9

ア 第 第 (3) 一 一 号 項

 \Diamond 1 て適 成三十二年 項 れたもの 甮 な さ 1 7 n 度以 るべ 「平成三十二年度基 以 下 きも 降 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 各年度に 号及 て定 び第 な

項第 \Diamond 平成二十二年 て適用 れ 号ア たも さ (3) に \mathcal{O} れ 度 る 以 お べ 以 きも 下こ 11 降 7 \mathcal{O} の号及 各年 \mathcal{O} 「平成二十 度 て定 お

費効率に百分の百三十八平成二十二年度基準エネルギー消	費効率に百分の百十平成二十七年度基準エネルギー消	ア 第 第 (3) 一 二 号 項
	百十五	
	一消費効率」という。) に百分の	
	て「平成二十七年度基準エネルギ	
	められたもの(以下この条におい	
	いて適用されるべきものとして定	イ (3)
費効率に百分の百四十四	平成二十七年度以降の各年度にお	第一号
平成二十二年度基準エネルギー消	基準エネルギー消費効率であつて	第 一 項
て得た数値		
という。)に百分の百五十を乗じ)	
二年度基準エネルギー消費効率」	準エネルギー消費効率」という。	

(環境性能割の免税点)

第五十六条の六 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対し ては、 環境性能

割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第五十六条の七 環境性能割の徴収については、 申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第五十六条の八 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の 当該各号に定める時又は日までに、法第百六十条第一項の申告書を知事に提出する とともに、 その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。 区分に応じ、

- 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日 を受けたときは、 九条第一項において 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録 当該移転登録の時) 「移転登録」 という。 を受けるべき自動車 (その日前に当該移転登録 (以下この号及び第五十 当該移転登録

- 三 あ 定 いつた日 によ \mathcal{O} 前二号に 時 る自 カコ 掲げ 動 ら十五日を経過す 車 る自 検査 動 証 車 \mathcal{O} 以 記 外 入 ハを受け Ź \mathcal{O} 自 日 動 (そ 軍で、 る \mathcal{O} ベ き自動 日前 道路運送車両法第六十七条第 に当該記入を受けたときは 車 当該 記 入を受け る ベ __ 事 項 由 \mathcal{O} が
- 兀 する 前三号に 掲げ る自 動 車 以 外 \mathcal{O} 自 動 車 当 該 自 動 車 \mathcal{O} 取 得 \mathcal{O} 日 か ら 五. 日 を 経過
- 2 提出 に応 自 動 な 車 当該 けれ \mathcal{O} 取 得者 ばならな 各号に定める時又は (環境性能 割 \mathcal{O} 日までに、 納税義務者を除 法第百六十条第二項の報告書を知 は、 前 項 各号に掲 げ る 事に 区 分

(環境性能割の納付の方法)

第五十六条の九 う。 形式 行する証 を受けることに 第一項に規定する申告書又は法第百六十 に係る延滞金額を納付する場合を含む。 により環境性 0 に 印影を生ずべ 紙 を貼 n 当該 能 よ 割額を納付する場合 り 環境性能割の 付け、 環境性能割額に ŋ き印 L なけ 又は証紙代金収 以下 れ ば 納税義務者 な 相当す 5 環境性能割 な (法第百七 い **※納計器** 次項に は、 Ź 一条第二項に規定する修正申 金額を表示 証 前条第 既紙印」 お 十条 (知事 いて同じ。 の規定により当該 -- が指定す という。 L 項又は法第百六十 た 環境 る計器 性 に を付 は、 能 割 で別 告書に県 環境 法第百六 証 た 紙 に定 性能 条 印 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 十条 8 が 規 を 割 発 る 定 額 印 11

- 2 を貼ることに 環境性 能割 代 \mathcal{O} 納 えてそ 税義務者が \mathcal{O} 額 面 金額 次 \mathcal{O} 各号 に相当する現金を納付することができる \mathcal{O} 11 ず ħ か に該当す る場合に は、 前 項 \mathcal{O}
- 法第百六 + 一条第二項 \mathcal{O} 規定 12 より 環 境性能割額を納 付 する場合
- に 7 五十一号)第三条第一項の規定によ 何項に 性能 関する条例 新規登録の 政手続等に 割 |額を納 規定する電子情報処 申請をし (平成十六年十二月奈良県条例第十七号) 付 おける情 する場合 併せて奈良県行 報 通信 理組織を使用 \mathcal{O} 技術 り 同 \mathcal{O} 利用 政手続等における情 項に規定する電子情報処理 L こて 前 に関する法律 項 \mathcal{O} 申告書 第三条第一 (平成十 報通信 この提出 を行 項 \mathcal{O} 兀 組織を使 の規 技術 年 う 法 際 定 \mathcal{O} 律 によ 利 用 第 用 百
- 3 例 第 項 和 \mathcal{O} + 証 紙 及び 年三月奈良県条例第三十 環境性能 割 証 紙 印 \mathcal{O} 八号) 取 扱 い \mathcal{O} 12 定め 0 VI 7 るところに は、 奈良県 自 軍税 証 紙
- 4 第二項第 --- 号 \mathcal{O} 規定による現金 \mathcal{O} 納 付 が あ 9 たときは、 知 事 は 修正申告書に

税済印を押さなければならない。

(環境性能割に係る不申告に関する過料)

第五十六条 円以下の す バベき申 の 過料を科する。 告書を正当な +環境性能 事 由 割 が \mathcal{O} なく 納税 て提出し 義務者が第五十六条 なか つた場合に \mathcal{O} 八 第 は その 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 者に 規定 対 12 ょ V) 提出

- 2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。
- 3 第 一項 \mathcal{O} 過料を徴収する場合にお 1 て発する納入通 知書に指定す ベ き納 期 限

その発付の日から十日以内とする。

(譲渡担保 財産に対し て課する環境性能 割 \mathcal{O} 納 税義務 \mathcal{O} 免除等)

第五十六条の十 ときは 定者となる者を除く。 いて、 対する環境性 以内に 譲渡担保権者か 当該譲渡担保財産により 譲渡担保権者 能 割に係る徴収金に係る納税義務を免除 譲渡担保権者が譲渡担保財産 ら譲渡担保財産の \mathcal{O} 以下この 申告により、 条にお 担保される債権 譲 11 て同じ。 設定者 渡担保権者が とし \mathcal{O} (設定者が交代し 消滅に に当該譲 て自 取得 する。 より当該 動車の取得をし た当該 渡担保財産を移転 取得の た場合に新た 譲 渡 担保 た場合に 日から六月 財 産 に した 設 お

- 2 証明する 前 項 \hat{O} に 免除 足る書類を添付 \mathcal{O} 申告をする者は、 して知事に提出 次に掲げ る事項を記 L なけ れ ば な 載 5 な た 申告 書 に 前 項 \mathcal{O} 事 実を
- 一 自動車の種類、用途、車名、型式及び登録番号
- 二 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称
- 三 自動車の取得年月日
- 几 譲 渡 担 保 財 産 \mathcal{O} 設定者に当該 財産を移転 又は 移転 す ベ き年 月 \exists
- 五. 譲渡担 保 財 産に より担保さ れる債権 の金額及び当該金額 \mathcal{O} 弁済 日 又は その 期 限
- 3 旨 内の \mathcal{O} 知 申告が 期 事は 間 を限 あ 自 ŋ, つて、 動 車 当該申 \mathcal{O} 当該自動車に対する環境性能割に係る徴 取得者から環境性能割 告が真実であると認めるときは、 12 っい て第一 項 の規定 当該 収金 取 得 \mathcal{O} \mathcal{O} 徴 適 \mathcal{O} 用 日 収を猶予 いら六 が ある する 月 ベ き 以
- 4 るに 書に当該 前 足る書類を添 項の 自 徴 動 収 軍が 猶予を受けようとする者は、 付 譲渡担保財産であ 7 知 事に 提出 つて六月以 なけ れば 第二項各号に掲げ なら 内に設定者に ない 移転することを証 る 事項 を記 載 た申請 明 す
- 5 事は 環境性能割 第三項の に 0 規定に V 7 第 よる徴 項 \mathcal{O} 規定 収 \mathcal{O} 猶予 \mathcal{O} 適 用 を が な た場合に 11 こと が な 明 11 5 て、 カン 当該 とな 徴 つたときは、 収 \mathcal{O} 予に

なけ 当該 消 れば 徴 収 n た者は、 な の猶予を取り 5 な V 直ち 消さなけ に当該徴 収 n ばならな \mathcal{O} 猶予 がされ 1 0 ۲ た環境性能 の場合に 割 お 11 に係る徴 て、 徴 収 収 金 \mathcal{O} 猶 を納 予を取 付

- 6 当該 項の 環 規定の 境性能 徴収金を還付するもの 適用があることとな 割に に係る徴 収金を徴 とする 収 つたときは、 L た場合に 同項 お い て、 \mathcal{O} 譲 当該 渡担保権者 環境性能 $\bar{\mathcal{O}}$ 申 割 請 12 に 0 基 VI づ 7 第 11 7
- 7 割の 前 項の 納 付 年月日及び納付 規定による還付を申請する者は、 した税額を記載 した申請書を知事に提出 第二項各号に掲げ る事 項並 しなけ び に れ ばならな 環境性能

自 1動車 \mathcal{O} 返還が あ 9 た場合の 環境性能 割 \mathcal{O} 納 税義務 \mathcal{O} 免除等)

第五十六条の十二 車の ŧ ことその にお 日 \mathcal{O} か とする。 いて 取得をし ら一月以 他これに 「自動車 た者が 方に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、 類する理由で施行規則で定めるも 自動車販売業者から自動車 の取得をした者」 取 得 した自動車に対する環境性能割 という。 の取得をした者 が、 当該 のにより、 自動車 に係 る納税義務を免除 (以下この 当該自動 の性能が良好で 項及 車 当該 -の取得 び 次 す 自 な 動 \mathcal{O} る 項 11

- 2 があることとな 能割額に 環境性能割 相当する額を還付するも を徴 つたときは、 収し た場合に 自動 お \mathcal{O} 車 V とする て、 \mathcal{O} 取得を 当該 した者 環境性能 \mathcal{O} 申 割 請 に 12 9 基 11 づ て 前 11 て 項 \mathcal{O} 当該 規定 環境性 \mathcal{O} 適用
- 3 由を証 前 項の 明するに足る書類を添付し 申請をする者は 次に掲げる事項を記載 て知事に提出 しな た申 け れ 請 ばならない 書に 第 四号に規定する理
- 一 自動車の種類、用途、車名、型式及び登録番号
- 一 販売業者の住所及び氏名又は名称
- 三 自動車の取得年月日
- 四 販売業者に返還した年月日及びその理由
- 五 環境性能割の課税標準、税額及び納付年月日

(環境性能割の減免)

第五十六 自 動 車 . 条 の $\dot{\mathcal{O}}$ 取 Ť E \mathcal{O} 申請 知事 ずは、 によ り、 次 0 各号の 環境性能割を減免する 11 ず ħ か に該当する自動車に ことが できる。 対 ては、 当該

医 療法 (昭 (和二十三年法律第二百五号) 第三十 __ 条に規定する公的医療機 関 \mathcal{O}

救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車

- 次 \mathcal{O} ず n カン に 該当す る自 動車 \mathcal{O} うち 知 事 が 必要が あ ると 認 8 る ŧ \mathcal{O}
- T 及び 身体障害者等が取得 身体等 第六十三条に 告を有 お 11 L たも 歩 7 行 「身体障害者等」 が \mathcal{O} 木 難 な者そ \mathcal{O} とい 他 \mathcal{O} . う。 規則 で が運転 定め る す t んる自動 \mathcal{O} 以 車 下 -で当該 \mathcal{O} 条
- イ その 自動車で当該身体障害者等が取得したもの 動車を含む。 身体障害者等と生計を 他の 規則で定めるも \mathcal{O} _ にする者が専ら当該身体障害者等 にあつては、 その者と生計を一にする者が取得 (身体障害者等 で十 \mathcal{O} た 八歳未満 \Diamond に 運 \mathcal{O} した ŧ す \mathcal{O}
- ウ 構造上身体障害者等の 当該身体障害者等のために運転する自動車 身体障害者等のみで構成される世帯 利用に供するため \mathcal{O} \mathcal{O} 身体障害者等を常時介護 自動車で知 で当該身体障害者等が取得 事 が 認 めるも する者が \mathcal{O} した ŧ 専 5 \mathcal{O}

 \equiv

- 几 8 専ら身: るも 体 · 障 害者等が 運転するため \mathcal{O} 構造変更された営業用 \mathcal{O} 自動 車で 知 事 が
- 五. 動 軍に 天災その 代 わ るも 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 災害により 7 取得 自 動 た自 車 が 滅失 動車で必要が 又は あると 損壊 し 認め た場合に るも お 11 て、 当 自
- 六 ると認 取得 め \mathcal{O} るも 直 一後に 天災そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 災害に より 滅失 Ĺ 又は損 壊 L た自 動 車 で 必 要が あ
- 2 に、 減免を受けようとする事由 三号から第六号まで 知事に提出 した申請 前 項 規則で定める書類及び運転免許証を提示 \hat{O} 書に減免の 規定によ 同項第二号の 0 対象となる自 て の自動車に 環境 性能割 を証明するに足る書類を添付 自動車に 9 動 1 \mathcal{O} ては第 車 減免を受けようとする者は、 9 であることを証明するに足る書類を添付 V) ては次に掲げる事 一号から第三号までに掲げる事項を しなけ れば なら 7 な 知 項を記載 1 事 同 項 提出するととも 第一 た 号及 申請 書に び 7
- 自動 車 0 所有者、 使用者及び減免を受ける者 $\bar{\mathcal{O}}$ 住所及び 氏名
- 自動 車 \dot{O} 種類、 登録番号、 主たる定置場 用途 及び使用 目的
- 三 減免を受けようとする事由
- 几 障 害者等と 減 免 元を受け る者が 関係 身体障害者等と生計を にする者であ る場合に は、 当該身体
- 五 身体障害者等の住所、氏名及び年齢

- 六 自 動 車を運転 する者 \mathcal{O} 住所及び氏名並びに身体 :障害者: لح \mathcal{O}
- 七 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限
- 八 運転 免許 \mathcal{O} 種 類及 CK 条件 が 付 さ n 7 VI る とき は そ \mathcal{O}
- 九 前各号に 掲げ るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カン 知 事 が 必要と認 8 る 項

員、 もの」 する種 バス」 同じ \mathcal{O} 税率 第五 最大積載量」 に改め、 を加え、 改め、 を 別割 は を 「供す 条の 次の 「額を、 \mathcal{O} 税率は」 同 号ア るバ 同号ア 各号に 見出 同条第二項中 を ス (2) 中 「最大積載量、 に改め、 に改め 掲げ (1) 中 に、 中 _ 「自動車税 る自動車に対 \neg 般乗合用 「あるも 以下 般乗合用の 同条第五項中 同項第三号中 -自動車税 乗車定員 を \mathcal{O} \mathcal{O} t 「種別割 \mathcal{O} \mathcal{O} t 以外 下 \bigcirc を に 除 「自動車税」 に改 12 0 を 1 次 \mathcal{O} \leq に 8 t て \mathcal{O} に る。 の 下 改 対し \mathcal{O} _ 各号に掲げ 同様とする」を 般乗合用 8 て課 を に を 同条第 $\overline{}$ でする 種 般乗合 る自 別 バ 以 種別 ス 割 動 項 用バ に、 の号 車 中 に、 割 (2) に に 自 ス以 を加 対 お に 供 「乗車定 V お 動 え、 外の 車 て す 11 て 同 7

8 第五十八 条の 見出 L 並び に同条第 ___ 項及 CK 第二 項 中 自 動 車 税 を 種 別 に 改

第二項 登録」 条第 に 同項の」 お 第五 V _ 項 ては 中 に を 八 道路 削 を 条の 「規定に を ŋ 「第百 運送 に \mathcal{O} 同 は ょ 条第三項中 車 七 見 十七 両 出 0 て に改 法 条の 第 及 \Diamond を 七 てバ 十第 条の 同 「道路 「規定により · 条 第 規定 項 運送車両 --- 12 項 中 よる <u>_</u> に、 登録」 法第七条 自 自 動 動 車 自 車 税 を 動車 税 の規定に 新 を 税 規 を 種 登 種 よる 録 を 別 別 割 登録」 種別 割 に、 割 改 に 「第百五 改 を め に、 X 新 同 規 条

に改 †税の」 第五十 に、 がる。 種 を 別 八条の三の 「際に」 「種別 証 紙 節 を 割 見出 \bigcirc 「ときに」 に 改め に、 し中 「自動· に、 道路運送車 同条第二項 軍税」 「には」 中 両 を を 法第七条の 「自動 こに 種別 車税 お 割 VI 規定に 証 て は 改 紙 印 8 に、 よる を 同 登録 条第 自 種 莂 動 _ 車税 項 割 を 証 中 「新 紙 証 自 紙 規 印 登 印 動

法第七条 第五十八 種 別 0 条 規 \mathcal{O} 定に に、 几 \mathcal{O} 見出 よる 第 登録 九 中 自 を を 第 新規 車 .税 九 登録 条 \mathcal{O} を 六 に、 種別 に 割 改 12 8 係 る自 改 8 動 車 同 税 条 中 を 道 に 路 運送車 対 7

第五 九 条 \mathcal{O} 見出 中 自 動 車 税」 を 種 别 割 に 改 8 同 条第 項 中 自 動

二項 送車 運送 第百四十五条第二項」を「第五十五条の二第一項」に改め 登録等」 という。 軍両法 中 同 両法第十二条第一 種 項第五号中 「道路運送車両法第七条、 一に改め、 別 第七 \sqsubseteq 条、 に、 に、 同条第三項中 「第百四十五条第三項」 第十二条又は第十三条 「第百五十条第四項」 項に規定する変更登録又は移転 「第百五十二条第 「自動車税」 第十二条又は第十三条の 項」を を を の規定によ を「種別割」 「第百七十七条 「第百四十六条第三項」 「第百七 登録 る登録」 に改め、 規定によ 十七条 (次項 \mathcal{O} を 十第四項」 E の十三第 新 る登録」 同条第四項中 お に改 11 規 登 7 録、 に、 Ó 新 項」 を 道路 「新規 規 同 道 条第 登録 改 運

を つて」を「により) 「種 第六十条の見出し中 別割」に、 こに、 「法第百四十五条第二項」を「第五十五条の二第一 「自動車税」を「種別割」に改め、 「においては」 を「には」 に改める。 同条第一 項 項 中 「自動 に、 車

第六十一条及び第六十二条を次のように改める。

第六十一条及び第六十二条 削除

則で定め 同号イ中 軍税」を を「種 第六十三条の見出し中 「第百五十条第 るも 莂 「身体 割 「種別割」 0 に改 障害者」 に改め、 め、 項」 に、 を 同項第三号ア中 「自動車税 を「第百七十七条 同条第二項中 「におい 「身体障害者等」に、 ては」 を 「種別 「自動車税」 「身体障害者」 を の十第一 「には」 割 「又は精神 に改め、 に改め 項 を「種別 を に改 「身体障害者等」 <u>-</u>障害者」 同条第一 割 8 同条第三 に を 改め、 項 单 「その 自 項 に 項第 他 改 中 動 車 \mathcal{O} め、 規

第六十六条 (見出しを含む。 中 「自動車税」 を 「種別割」 に 改 8

附則第七条の二及び第七条の三及び 第七条の三の二を次のように改める。

第七条の二から第七条の三の二まで削除

附則第八条の五の二から第八条の六の三までを次 \mathcal{O} ように 改め

第八条の五の二から第八条の六の三まで 削除

附則第八条の九の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 定を同条第 は、 八条の十 それ ては だぞれ 営業用 当分 匝 頃に 同 表 \mathcal{O} 間、 お の自 \mathcal{O} 下 い 動 次 て準用する場合を含む。 車に対する第五十六条の \mathcal{O} 掲げ 表 \mathcal{O} る字句 に掲げ とする。 る同 条 五第一 並び \mathcal{O} 規 定 に 中 同 項及び第二項 同 条第三項 表 \mathcal{O} 中 欗 0 規定 に これ 掲げ $\overline{\mathcal{O}}$ 適用に る字句 5 Ō

第一項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の一	百分の〇・五
第二項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

この項」 三号ア え、 自動 でを削る。 自動車」に、 燃機関の燃料として用いる自動車」 定めるもの 法第二条第十四 機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用い この条におい 」を「法第百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう」に、 気を動力源とする自動車で内燃機関を有しな るものであつて、 天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。 附則 「道路運送車両法第七条第一項」 車 「第五十七条第 子をいう」 第九 (1)に規定する 条の をい て同じ」を「同項第二号に規定する天然ガス自動車をいう」に、 「新車新規登録」 「新車新規登録」 に、 . う。 見出 項に規定する自動車排出ガ 廃エネルギ 第三項第三号にお し中 一項及び第二項」 一般乗合用バ 「バ ス 自 $\widehat{}$ 動車 を を「初回新規登録」 般乗合用のも を回収する機能を備えていることにより大気汚染防止 ス 税 「初回新規登録」 を「第五十五条の二第三項」 を「第五十六条の五第 に改め、 を 1 の 下 て 「同項及び同条第二項」 同じ」 スの に \mathcal{O} いも 排出 に限る。 \mathcal{O} 「自動車税」 を「同 種別 のをいう。 に改め、 に改め、 の抑制に資するもので施行規則で 割 項第三号に規定する電力併用 を加え、 _ 以下こ を 項第二号に規定する軽油 \mathcal{O} 同条第三項から第五項ま 同項第二号中「軽油を内 下 「第五十七条第一 に、 に改 12 同条第 の条におい 8 \mathcal{O} 「専ら可 の条」 別割 同 項第 項 7 中 を「 を加 項第 内燃 以下 同じ

という」 附則第十六条第四 を削る。 |項中 「又は第五項」 及び 次条第一項におい 7 「避難指示区域

附則第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

附則第十九条を削る。

(奈良県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 奈良県税条例の一部を改正する条例 (平成二十五年三月奈良県条例第五十一号

)の一部を次のように改正する。

則第一条第四号中 「平成二十九年四月一 旦 を「平成三十一年十月一日」 改め

(奈良県税条例等の一部を改正する条例

奈良県税条例等の一部を改正する条例 (平成二十八年三月奈良県条例第七十七

 \mathcal{O}

部改正)

号)の一部を次のように改正する。

を合計した金額」を削り、 附則第二条第二項中 \neg 以下この条において同じ」 同条第六項及び第七項を次のように改める。 を削り、 同条第四 項第三号中

とする。 年度分の事業税について準用する。 対する平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に 中同表の 第二項から前項までの規定は、 中 ・欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法 この場合において、 次の表の上欄に掲げる規定 開始する事業 人に

第三項					第二項
額平成二十八年度分調整後付加価値	平成二十八年度分法人事業税額	四分の三	額平成二十八年度分基準法人事業税	額平成二十八年度分調整後付加価値	一日まで 施行日から平成二十九年三月三十
額平成二十九年度分調整後付加価値	平成二十九年度分法人事業税額	二分の一	額平成二十九年度分基準法人事業税	額平成二十九年度分調整後付加価値	十年三月三十一日まで平成二十九年四月一日から平成三

		前項					第四項				
額の三倍に相当する額	額 平成二十八年度分基準法人事業税	額平成二十八年度分調整後付加価値	平成二十八年度分法人事業税額	四分の三	額平成二十八年度分基準法人事業税	一日まで施行日から平成二十九年三月三十	額平成二十八年度分調整後付加価値	平成二十八年度分法人事業税額	四十億円で	額の三倍に相当する額	額 平成二十八年度分基準法人事業税
額	額平成二十九年度分基準法人事業税	額平成二十九年度分調整後付加価値	平成二十九年度分法人事業税額	二分の一	額平成二十九年度分基準法人事業税	十年三月三十一日まで平成二十九年四月一日から平成三	額平成二十九年度分調整後付加価値	平成二十九年度分法人事業税額	二十億円で	額	額 平成二十九年度分基準法人事業税

平成二十八年度分法人事業税額	四十億円で
平成二十九年度分法人事業税額	二十億円で

7 業年度分の事業税について準用する。この場合において、 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも に対する平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事 のとする。 第二項から第五項までの規定は、 新条例第三十二条第一 次の表の上欄に掲げる規 項第一号アに掲げる法人

	第三項					第二項
額平成二十八年度分基準法人事業税	額平成二十八年度分調整後付加価値	平成二十八年度分法人事業税額	四分の三	額平成二十八年度分基準法人事業税	額平成二十八年度分調整後付加価値	一日まで 施行日から平成二十九年三月三十
平成三十年度分基準法人事業税額	平成三十年度分調整後付加価値額	平成三十年度分法人事業税額	四分の一	平成三十年度分基準法人事業税額	平成三十年度分調整後付加価値額	一年三月三十一日まで平成三十年四月一日から平成三十

平成三十年度分法人事業税額	平成二十八年度分法人事業税額
額	額の三倍に相当する額
平成三十年度分基準法人事業税額	額平成二十八年度分基準法人事業税
平成三十年度分調整後付加価値額	第五項 平成二十八年度分調整後付加価値
平成三十年度分法人事業税額	平成二十八年度分法人事業税額
四分の一	四分の三
平成三十年度分基準法人事業税額	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
一年三月三十一日まで平成三十年四月一日から平成三十	一日まで施行日から平成二十九年三月三十
平成三十年度分調整後付加価値額	第四項 平成二十八年度分調整後付加価値
平成三十年度分法人事業税額	平成二十八年度分法人事業税額
額	額の三倍に相当する額

附則第二条第八項から第十項までを削る。

収の特例に関する条例の一部改正) (合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴

第五条 課 徴 改 収 正す \mathcal{O} 合衆国軍隊及び合衆国軍隊 特 例に 関す うる条例 昭 和二十 \mathcal{O} 構成員等の所有する自動車に対 七年 + 月奈良県条例第五十号) す る自 \mathcal{O} 動 部 車 を次 税 \mathcal{O} 賦

相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び 実施に伴う地方税法 種別割」 一条中 を \mathcal{O} 地位に関する協定の実施に伴う地方税法 「第四条第 を加える。 日 本国 項 [とア \mathcal{O} 臨時特例 に、 メ IJ 力合衆国 「基き」 に関する法律」 を کے \mathcal{O} 「基づき」 間 \mathcal{O} の臨時特例に関する法律」 を 安全保障条約第三条に に改め 区域並 日 本国と び に日本国における合衆国 ア 自 メ <u>「</u>動車税」 IJ 力 合衆国と 基 < に、 行 \mathcal{O} 下 政 協 に \mathcal{O} 第四 定 $\int_{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} \mathcal{O}

次 である」を「所有に係る」 又は第七号」を「第二条第四項から第六項まで」 0 第二条の 「自動車税の ように改める。 見出し中 種別 割 「自動車税」 とい に、 . う。 の 下 以下 に、 に 「自動車税」 \mathcal{O} 種 左 \mathcal{O} 別 に、 割 を を加え、 とい 「所有する自動車税 . う。 次 \mathcal{O} 同 条中 に を 改 8 「第二条第六号 \mathcal{O} 種 \mathcal{O} 同 課税 別 条各号を 割 客体 (以

一 普通乗用車

T 総排気 量が 兀 五 IJ ツ } ル 以下 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} 年 額 九 \bigcirc \bigcirc 丏

イ 総排 気 (量が 几 • 五. IJ ツ 1 ル を超える \$ \mathcal{O} 年 額 〇円

- 二 小型乗用車 年額 七、五〇〇円
- 三 普通トラック 年額 三二、〇〇〇円
- 四 小型トラック 年額 七、五〇〇円
- 五 特種用途車 当該自 動 車の 種類及び大きさに応じ前各号に定め る

第三条 (見出 しを含む。 及び 第四条 (見出しを含む。 中 「自動車税」 \mathcal{O} 下 に _

の種別割」を加える。

加える。 第五条の 見出 並び に同条第一 項及び第二項中 「自動 車税」 \mathcal{O} 下 12 \neg \mathcal{O} 種 別 割 を

分 中 る。 号中 第七条の 登 自 録 自 動 見出 を 動 車税」 車 自 税 中 動 \mathcal{O} 車 \mathcal{O} 下 「自動車税」 登録 下 に 12 _ 0 フ 種別 \mathcal{O} ア 種 1 割 别 \mathcal{O} ル 割 下 \mathcal{O} 抹 に を 加え、 を 消 \neg 登録」 加え、 の種別割」 同条第一 に、 て 付 を加え、 明 一号中 細 を 書」 添付 同条各号列記 自 を 動 証 車 に -登録 改 明 書 Ø 原 以 に 簿 同 外 改 · 条第 \mathcal{O} \mathcal{O} 8 ま 部

第一号様 式 中 「昭和 魚 を 魚 に改める。

第三号様式裏面を削る。

附則

(施行期日)

第一条 行する。 の条例 は、 次 \mathcal{O} 各号に掲げる規定の区分に応じ、 当該各号に定める日 カ᠈ :ら施

- 第三条及び 第四条の 規定並 てバ に附 則第十六条 \mathcal{O} 規定 公布 \mathcal{O} \exists
- 九年四月一日 第一条の規定並びに次条第一 項、 附則第三条第一項及び第五条の 規定 平 成二十
- 条並びに第六条から第十五条までの 第二条及び第五 条の 規定並び に次条第二項及び第三項、 規定 平成三十一年十月 附 則第三条第二項、 日 第 加

(県民税に関する経過措置)

- 第二条 る日 十六号)第三十七条の二第一 「二十九年新条例」 。 以 下 別段の定め 第二号施行日前まで 「第二号施行日」 があるものを除き、 という。 という。 項に掲げる寄附金 の寄附金に \smile 第二十六条 第一条の規定による改正後の奈良県税条例 以後の ついては、 の四第一項の規定は、 地方税法 (以 下 なお従前 「寄附金」という。 (昭和二十五年法 の例 によ 前条第二号に定め る。 律第二百二 につ 11 以
- 2 める日 結事業年度分の 三号施行日前に 及び第三号施行 三十一年新条例」 別段の 以下 定め があるものを除き、 「第三号施行日」 開 法 日以後に開始する連結事業年度分 とい [始した事業年度分の法人の県民税及 人の県民税につい , う。 \mathcal{O} という。 規定中法 第二条の ては、 人の県民税に関する部分は なお従前 規定による改正後の奈良県税条例 以後に開始する事業年度 \mathcal{O} 法 の例による。 び第三号施行日前に開始し 人の県民税に 9 分の法人の県民 11 前条第三号に定 て適用し 以 た連 下
- 3 行日前 度分の につい 三十一年新条例第三十条の九第一 (事業税に に開 法 て適用し、 人の県民税及び第三号施行 関 始 する経過措置 た連結事業年度分の 第三号施行日前 に開始 法人 日以後に開始する連結事業年 項の規定は、 \mathcal{O} した事業年度分の法人の県民税 県民税につ 第三号施行日以後に 11 ては、 なお従前 度分の法人 開 \mathcal{O} 及び第三号施 始する事業 例 によ の県民税

部分は 別 段 第二号施行 \mathcal{O} 定め が あ 日 いるもの 以後に開始する事業年度に係る法 を除き、 <u>二</u> 十 九 年新条例 \mathcal{O} 規定中 人 \mathcal{O} 事業税 法 人 0 事業税 0 11 て適用 関

第二号施 行 日 前に 開 始した事業年度に係る法 人の事業税に 0 V て は、 なお従前 \mathcal{O} 例に

2 よる改 \mathcal{O} 第三号施 規定の適用に Ē 前の 行 奈良県税条例 日 前 0 に 1 ては、 開 始 L なお従前 た事業年度に係 以下 三十 \mathcal{O} 例による。 __ 年 る法 旧条 人 例 \mathcal{O} 業税 とい . う。 に 0 11 附 7 \mathcal{O} 則第七条の三 第二条 \mathcal{O} 規 の 二 定 12

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 従前 \mathcal{O} 例に 第三号施行 よる。 日 前 の自動車の取得に対 L て課する自 動車取得税に 9 い て は、 なお

(自動車税に関する経過措置)

- 第五条 前の 分の自動車税に 例による。 二十九年新条例の 0 11 7 適用し、 規定中 -自動車税に関する部分は、 平成二十八年度分までの 自 1動車税 平成二十九 に 0 1 年度以後の て は なお従 年度
- 2 規定に 平成二十七年度分及び平成二十八年度分 に よる改正前の 前 項 よる還付に の規定に より 奈良県税条例附則第十九条第一 9 ** \ なお従前 ては、 なお \mathcal{O} 例によることとされ 従前 \mathcal{O} 例 の自動車税に係る による。 項 \mathcal{O} 規定により納税義務を免除 た附]則第一 徴 収 条第二号に掲げ 金に係る 同 条第二項 され る規定 \mathcal{O} る
- 第六条 以後に取得された自 三十 一年新条例 動車に対 \mathcal{O} 規定中自動車 して課する自動車税 税 \mathcal{O} 環境性能 \mathcal{O} 割 環境性能割 に 関 す Ź 12 部 0 分 は、 1 て 適用す 第三号施行 H
- 2 度以後の 三号施行 施行日前 三十一年新条例 1日以 に納税義務が 年度分の 後に 自 納 0 動 税義務が 規定中自動車税 発生し 事
 税
 の た者に 種別割 発生した者に課する自動車税 課する自動車税に に \mathcal{O} つい 種別割に関する部分は、 て適用 つい 平成三十一年度分までの第三号 ては、 の種別割及び平成三十二年 平 成 なお従前 三十 一年度分の \mathcal{O} 例による。 第
- 3 金に係る同条第二項の 前項 項の規定により納税義務を免除される平成三十一 の規定によ りなお従前 規定による還付に \mathcal{O} 例によることとされた三十一年旧条例附則第十九 ついては、 なお従前 年度分まで \mathcal{O} 例 の自動車税に係る に ょ る 条第 収

収の (合衆国軍 特例に 学隊及び 関する条例 合衆国軍隊の \mathcal{O} __ 部改正に伴う経過措置) 構成員等 \mathcal{O} 所有する自動車に対 する自動 車 税 \mathcal{O} 賦 課 徴

第七条 第三号施行 車 第五 対 条の す る自 日 以後に 規定によ 動 車税 納税義務が 6る改正 \mathcal{O} 賦 課 後 徴 発生し 収 \mathcal{O} 合衆国軍隊及び \mathcal{O} 特 た者に課す 例 に 関 する条例 る自 合衆 国 動 \mathcal{O} 規定は 車税 軍 隊 \mathcal{O} \mathcal{O} 種 構 平成 成員 別 割 及び 等 三十 $\dot{\mathcal{O}}$ 平成三十 所 年 有 度分 す る

三号施行 二年度以 後の年度分の自動車税の 日前に納税義務が発生し 種別割 た者に課す に っい る自 て適用 動 軍税に Ļ 9 平成三十一 V ては、 年度分まで なお従前 \mathcal{O} \mathcal{O}

(奈良県自動車税証紙条例の一部改正)

次のように改正する。 奈良県自動車税証紙条例 (昭和四十一年三月奈良県条例第三十八号) *(*) 部を

める。 を 第三条中 第一条中 「環境性能割証紙印」 「環境性能割額」に、 「自動 「第四十六条第 「車取得税額及び自動車税額」 に、 項 「自動車税額」 「自動車税証紙印」 を 「第五十六条の を 「種別割 を 「環境性能割 を 九第一 額 種 に、 別割 項 証紙印」 に、 額及び種 自 動車取得 自 に改め 别 動 割 車 税証 額 取 得 税額 に 改 印

(奈良県自動車税証紙条例の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前の 第三号施行 後に取得され り及び平成三十一年度分の 例によ 種 車 り及び平成三十一年度分までの 別割 前条の 税額を証 日前に 額を証 た自動車に対 規定による改正後の奈良県自動車税証紙条例の規定は、 紙徴収の方法により 取得された自動車に対し 紙徴収の方法によ 第三号施行 して課する自動車税 一徴収するために発行する証紙に 第三号施行日前 り徴収するため 日以後に納税義務が発生 て課する自動車取得税 の環境性能割額を申告納 に発行する に納税義務が発 した者に 証紙に 祝額を申 生 0 1 L · つ 第三号施行 ては 告納 課 付 た者に課 V て適用 いする自 \mathcal{O} 方法 付 なお従 \mathcal{O} 方法 する によ 日 車

(奈良県社会福祉施設等整備基金条例の一部改正)

奈良県社会福祉施設等整備基金条例 (昭和五十六年三月奈良県条例第三十号)

の一部を次のように改正する。

第二条第一号中 「百分の三・二」 を 「百分の一」 に改め

(奈良県社会福祉 施設等整備基金条例 \mathcal{O} 一部改正に伴う経過措置)

第十一条 積立て及 \mathcal{O} の規定は 県民税に 立て T 前条の規定による改正後の奈良県社会福祉 係る積立て及び第三号施行 第三号施行 第三号施行日 0 VI て適 用 日 以 以後に開始する事業年度に 後に開始する連結事業年度に 第三号施行 日 前 日 前 に開始 に開始 うい 施設等整備 た連結事業年度 た事業年度に て課 0 11 した法 て 課し 基金条例第二条第一号 た法 に 9 人の県民税に 9 VI て課 人 11 て \mathcal{O} 県民 課 した法人 保る 税に

人の県民税に係 る積立てについ ては、 なお従前 の例による。

(半島振興対策実施地域における県税 の不均 _ 課税に関する条例 \mathcal{O} 部 改正

第十二条 年十二月奈良県条例第十二号) 半島振興対策実施地域に の一部を次の おける県税 ように改正する。 \mathcal{O} 不 均 _ 課税に関す うる条例 (昭和

附則第四項を削る。

過措置) (半島振興対策実施地域における県税の不均 課税に関する条例 の 一 部 改正に伴う経

第十三条 なお従前の例による。 に関する条例の規定は、 ついて適用し、 前条の 第三号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税に 規定による改正後 第三号施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税に \mathcal{O} 半島 振興対策実施地域に おけ Ź 県税 \mathcal{O} 不 0 11 均 ては、 税

改正) (奈良県企業立地及び 宿泊施設誘致を促進するため \mathcal{O} 県税 \mathcal{O} 特 例 に 関する条 例 \mathcal{O} 部

第十四条 (平成十七年十二月奈良県条例第二十三号) 奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するため 0) 一部を次 のように改正する。 \mathcal{O} 県税 の特例に関す うる条例

則第二条を削 ij 附則第 一条の見出し及び条名を削る。

(奈良県企業立 地及び 宿泊施設誘致を促進するため O)県税 \mathcal{O} 特 例 に 関する条 例 \mathcal{O}

改正に伴う経過措置)

第十五条 については、 人の事業税に の県税の特例に 前条の つい なお従前 関する条例の 規定による改正後の て適用し、 \mathcal{O} 例による。 第三号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税 対規定は、 奈良県企業立地及 第三号施行日以後に開始する事業年度に係る法 び 宿泊施設誘致を促進す っるため

(地方活力向上地域における県税の不均 -- 課税 に関する条例 \mathcal{O} 部 改正

第十六条 月奈良県条例第 地方活力向上地域における県税 (九号) \mathcal{O} 一部を次の ように改正する。 \mathcal{O} 不均一課税に関する条例 (平成二十八年六

る 則第三項中 「平成二十九年三月三十一日」 を「平成三十一年九月三十日」 に改